



福井労働局

厚生労働省

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくい「働く」を支えます～

Press Release

報道関係者 各位

令和4年7月5日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 細川 雅嘉

賃金指導官 西村 直樹

電話 (0776) -22-2691

福井県最低賃金の令和4年度改正を諮問

福井労働局（局長 田原孝明）は、本日開催の福井地方最低賃金審議会（会長 新宮晋）において、令和4年度の福井県最低賃金の改正を諮問しました。

最低賃金法第10条では、「都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」とされています。

今後、同審議会等で中央最低賃金審議会から示される目安額、賃金実態調査の結果等を踏まえながら、本年10月発効予定の福井県最低賃金の決定に向けた具体的な審議が行われます。

令和3年度においては、6月23日に諮問を行い、8月5日に答申を受けて公示等の手続きを経て、10月1日に時間額858円（引き上げ額28円）の発効となっています。

なお、福井県最低賃金の推移は下記のとおりです。

福井県最低賃金の推移

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
時間額(円)	778	803	829	830	858
引き上げ額(円)	24	25	26	1	28
引き上げ率(%)	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37
答申年月日	8/4	8/3	8/7	8/6	8/5
発効日	10/1	10/1	10/4	10/2	10/1